

【別紙3】

日立市スポーツ少年団本部指導者協議会専門委員会
リーダー会指導委員会規約

(総則)

第1条 この規約は、日立市スポーツ少年団本部指導者協議会規程第10条に規定された、運営委員会の議決を経て設けられたリーダー会指導委員会（以下「委員会」という）に関することを定める。

(目的)

第2条 委員会は、日立市スポーツ少年団リーダー会（以下「リーダー会」という）の資質の向上、並びに育成について協議し、これに必要な活動を展開することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し必要な活動を展開する。

(活動内容)

第4条 委員会は、前条の協議事項について必要な活動を展開する。

(委員)

第5条 委員会の委員は、次の条件を満たす指導者とする。

- (1) リーダー会活動を経験し、現在も活動に携わっている者。
- (2) 委員会の事業に賛同し、所属を希望する者。
- (3) 委員会の事業に参加できる者。
- (4) リーダー会の会長及び副会長。

(構成)

第6条 委員会は、前条の条件を満たす指導者を持って次により構成する。

- 委員長 1名
- 副委員長 1名
- 委員 若干名

2 委員長、副委員長の選出は、委員の互選とする。

(任期)

第7条 委員の任期は、第5条の条件を満たす間とする。

2 委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

附則

1 この規約は、平成11年8月30日から適用とする。